

平成30年度
決算説明資料

令和元年10月4日

環境局

目 次

	頁
1 ジロング市との湿地提携交流事業の概要 -----	1
2 保育所等に係る騒音規制の概要 -----	2
3 新幹線障害対策移転跡地の活用 -----	3
4 フードドライブの取組み状況 -----	4
5 ごみ・資源収集における委託及び借上の契約車両数 -----	5
6 保健環境委員会からの要望事項 -----	6
7 資源ステーションにおける事故件数等 -----	8
8 資源ステーションの看板設置状況 -----	9
9 粗大ごみの修理・展示販売の状況 -----	10
10 災害用トイレの備蓄状況 -----	11
11 住居の不良堆積物対策に係る対応状況等 -----	12

1 ジロング市との湿地提携交流事業 の概要

(1) 趣旨

渡り鳥のルートでつながる提携湿地の保全・活用など環境保全の取組みを学び、交流を通じて地球規模での環境保全への理解を深めるとともに、自ら環境保全活動に取り組むことができる人材の育成を図る。

(2) 事業

年 度	区 分	内 容
平成29年度	事前学習会 (3回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 藤前干潟に関する学習 ・ ジロング市長へのプレゼンテーションの準備
	現地派遣	派遣人数：中学生18名 期 間：3月25日～3月30日 主な内容 ア ジロング市長へのプレゼンテーション <ul style="list-style-type: none"> ・ 藤前干潟の生き物や渡り鳥 ・ 名古屋の食文化 イ スワンベイ干潟、野生生物保護区等における学習 <ul style="list-style-type: none"> ・ 干潟の生き物 ・ 絶滅のおそれのある野鳥 ・ 種の保護や繁殖の取組み
平成30年度	事後学習会 (6回)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発表の準備 ・ 記録誌の作成
	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントにおける発表 (環境デーなごや中央行事、なごや生物多様性センターまつり) ・ 派遣報告会の開催 (各中学校) ・ 記録誌の配布・配架 (市内全中学校、藤前活動センター、稲永ビクターセンター等)

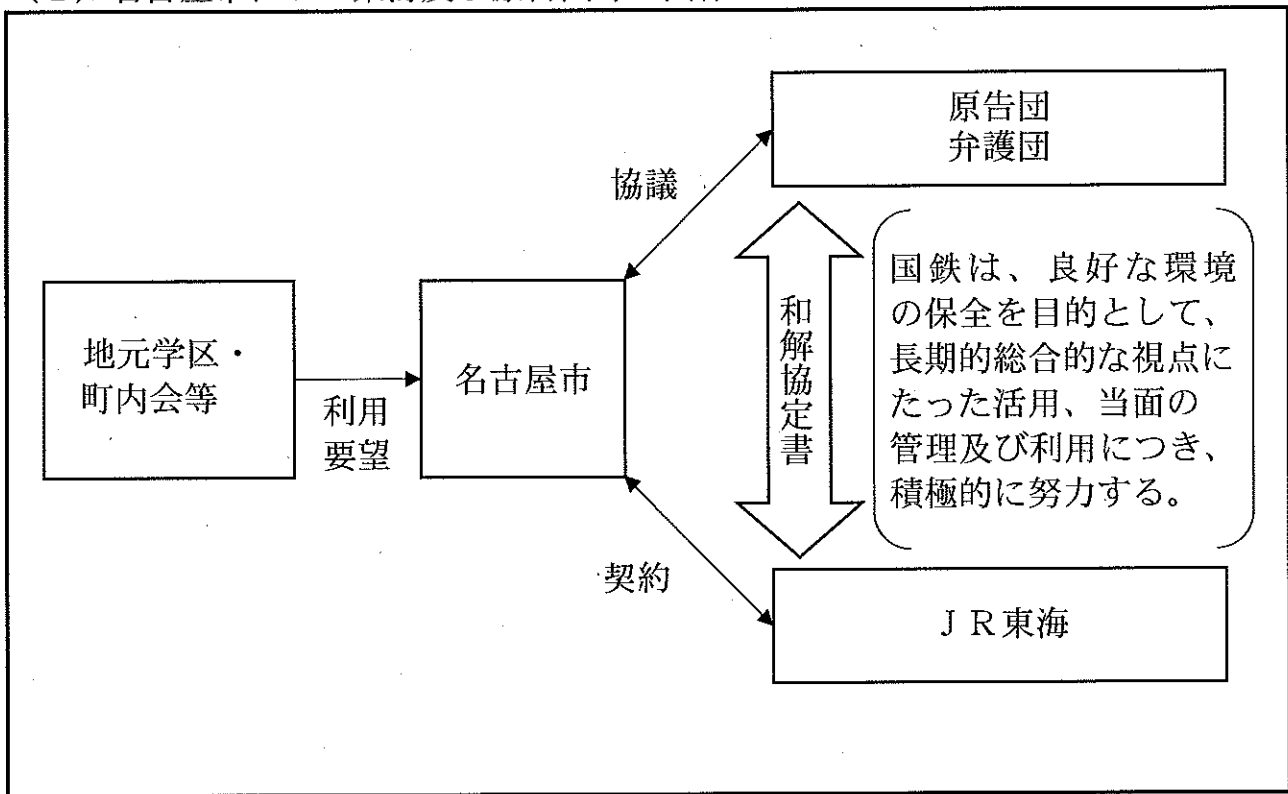
2 保育所等に係る騒音規制の概要

区 分	内 容
規制対象	一定規模以上のエアコン室外機等の騒音の発生施設を設置する場合、その工場等より発生する騒音は、条例に基づく規制の対象となる。
規制基準	敷地境界における騒音の大きさについて、用途地域及び時間帯ごとに条例で定める規制基準が適用される。
子どもの声の取扱い	子どもの声は規制になじまないため、条例に基づく規制指導の対象となる騒音ではない取扱いとしている。

(注) 「条例」は「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」である。

3 新幹線障害対策移転跡地の活用

(1) 名古屋市、JR東海及び原告団等の関係



(2) 原告団との話し合い

開催日	内 容
平成30年10月3日	原告団世話人会 ・新幹線障害対策移転跡地の活用について
平成31年 3月3日	原告団世話人会 ・新幹線騒音定期監視結果について ・新幹線障害対策移転跡地の活用について

(3) 活用用途

主 体	用 途
地元学区・町内会等	菜園、防災倉庫、児童遊園地、ゲートボール場等
名古屋市	自転車駐車場等
その他	NPO法人（障害福祉サービス）用地 新幹線大規模改修工事資材置場等

4 フードドライブの取組み状況

(1) 拠点回収

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
場所	環境学習センター	環境学習センター、 なごや生物多様性 センター	環境学習センター、 なごや生物多様性 センター
持参者	87人	206人	195人
回収量	871点	2,636点	2,023点
	296kg	732kg	914kg

(2) イベント会場における回収

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
場所 (回数)	環境デーなごや等 (2回)	各区イベント、 環境デーなごや等 (7回)	各区イベント、 環境デーなごや等 (10回)
持参者	56人	96人	425人
回収量	520点	525点	1,357点
	164kg	203kg	399kg

5 ごみ・資源収集における委託及び借上の契約車両数

(単位：両)

区 分		全車両数	平成30年度契約		
			対象車両数	契約方法	
				見積競争	入札
委託	ごみ	91	27	22	5
	資源	87	25	20	3
借上	ごみ	112	17	14	1
	資源	83	12	10	2

(注) 対象車両数と契約方法との差は、ごみ・資源収集計画量の減少に伴い削減した車両数である。

6 保健環境委員会からの要望事項

(1) 平成29年度

区分	要望事項
市	資源とごみの分別マナーの徹底について
千種	資源とごみの分別及び排出方法の徹底について
東	ごみ分別マナーの徹底について
北	資源・ごみの分別徹底について
西	資源の各戸収集について
中村	マンション等共同住宅から出されるごみの分別推進及び排出マナー向上に向けた管理会社への働きかけ 資源の各戸収集について
中	フェアトレードの推進について
昭和	資源4品目の各戸収集化について
瑞穂	資源の各戸収集の実施及びスプレー缶類排出方法の周知徹底
熱田	ごみ・資源の適正排出の徹底等について
中川	共同住宅における分別マナーの周知徹底について
港	資源とごみの分別徹底について
南	資源とごみの分別マナーの徹底について
守山	不燃ごみの収集回数について
緑	資源とごみの分別徹底について
名東	ごみの減量及びごみ・資源分別の徹底について
天白	資源の各戸収集の実施について

(注) 環境局関連の要望事項に限る。

(2) 平成30年度

区分	要望事項
市	資源とごみの分別徹底について
千種	資源とごみの分別及び年末年始等の収集日の遵守の徹底について
東	ごみ分別マナーの徹底について
北	資源・ごみの分別徹底について
西	資源の各戸収集について
中村	マンション等共同住宅から出されるごみの分別推進及び排出マナー向上に向けた管理会社への働きかけ
中	食品ロスの削減に向けた取り組みの推進について
昭和	共同住宅における資源とごみの分別徹底について
瑞穂	分別指導と資源の各戸収集について
熱田	ごみ・資源の適正排出の徹底等について
中川	スプレー缶類の分別徹底について 管理会社等へのごみ排出時のカラス・猫対策の働きかけについて
港	資源とごみの分別徹底について
南	資源全品目の各戸収集及び分別マナーの徹底について
守山	資源4品目の各戸収集の実施について
緑	資源とごみの分別徹底について
名東	ごみの減量及びごみ・資源分別の徹底について
天白	資源の各戸収集の実施について

(注) 環境局関連の要望事項に限る。

7 資源ステーションにおける 事故件数等

(1) 看板及び収集容器飛散に伴う事故件数及び賠償金額

区 分	平成29年度		平成30年度	
	件 数 (件)	賠償金額 (千円)	件 数 (件)	賠償金額 (千円)
看板飛散 による事故	2	753	5	1,266
収集容器飛散 による事故	3	520	2	191
合 計	5	1,274	7	1,457

(注) 賠償金額の千円未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

(2) 保健環境委員の負傷件数

(単位：件)

平成29年度	平成30年度
1	2

8 資源ステーションの看板設置状況

(単位：箇所)

設置あり	設置なし	合計
6,341	3,421	9,762

(注) 共同住宅に設置された資源ステーションを除く。

9 粗大ごみの修理・展示販売の状況

(1) 粗大ごみの収集点数

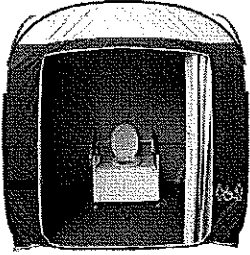
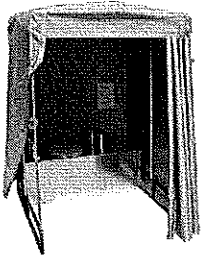
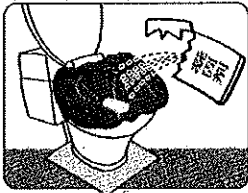
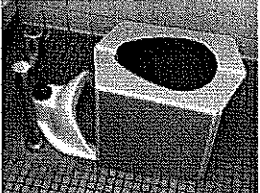
(単位：点)

区 分	平成29年度	平成30年度
収集点数	678,937	750,711
うち修理・展示販売のための収集点数	401	367

(2) 販売実績及び経費

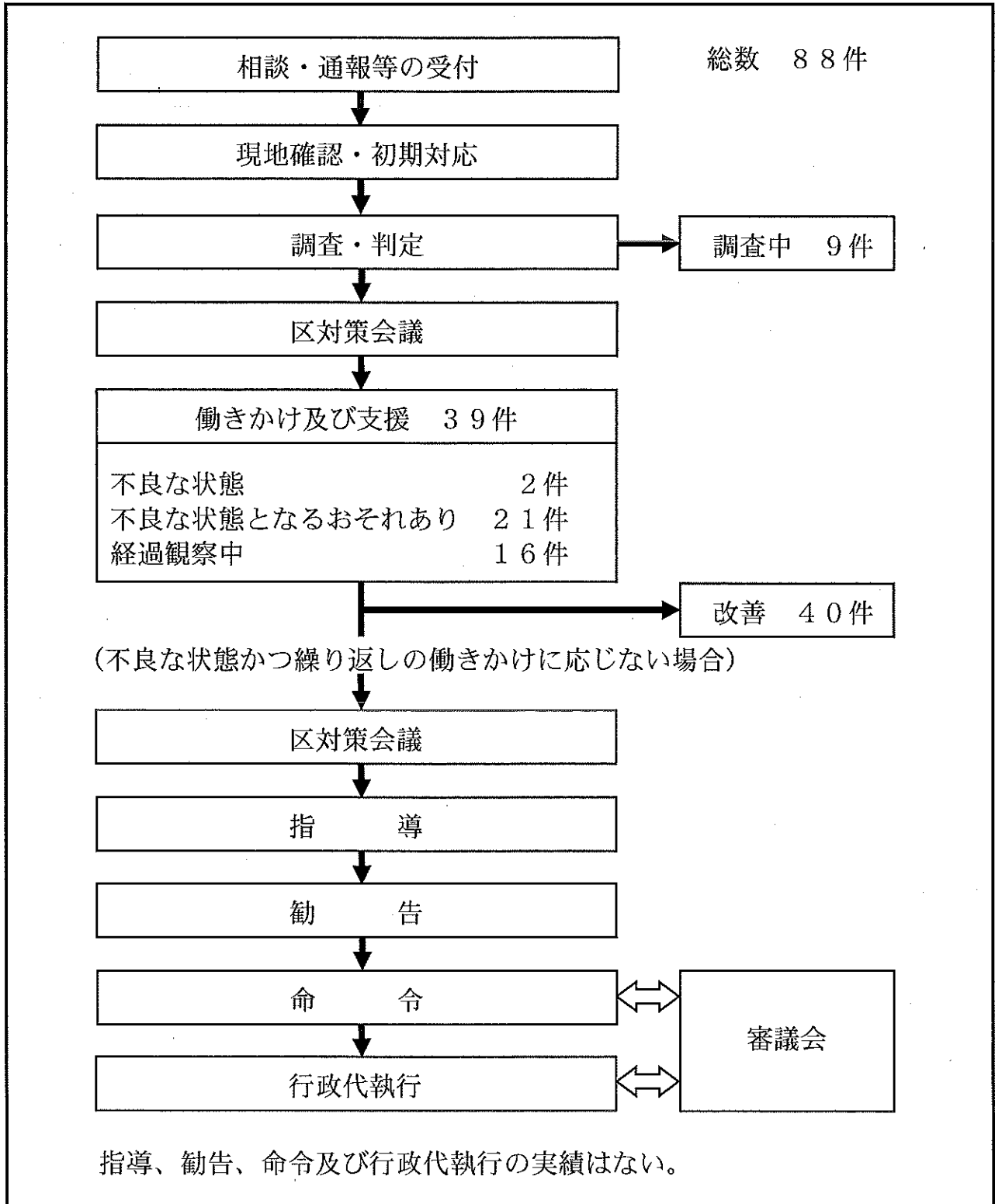
区 分	平成29年度	平成30年度
販売点数	307点	353点
収 入	551千円	578千円
経 費	7,533千円	7,163千円

10 災害用トイレの備蓄状況

区分	下水道直結式 (基)	くみ取り式 (基)	簡易パック式 (万回分)	簡易洋式便座 (個)
				
千種	50	97	11	400
東	31	75	16	231
北	55	109	26	496
西	53	148	26	429
中村	49	111	22	402
中	23	56	9	278
昭和	34	65	9	298
瑞穂	32	65	9	304
熱田	30	73	11	178
中川	60	164	29	642
港	68	211	32	530
南	49	127	24	498
守山	52	90	18	453
緑	74	139	15	738
名東	55	84	9	492
天白	46	82	17	469
備蓄倉庫	40	177	75	12
合計	801	1,873	358	6,850

1 1 住居の不良堆積物対策に係る 対応状況等

(1) 条例に基づく対応件数



(注1) 図中の件数は、平成30年度末時点のものである。

(注2) 「経過観察中」は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼしてはいないものの、支援や見守りを続けている案件である。

(2) 名古屋市住居の不良堆積物対策審議会

審議事項	ア 条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項 ・ 経済的支援 ・ 命令 ・ 行政代執行 イ その他建物等における不良な状態の解消に関する対策その他の取組に関する事項
開催実績	ア 開催日 平成30年6月1日 イ 議事内容 ・ 条例の概要等について ・ 市内のいわゆる「ごみ屋敷」の対応状況について

(注) 「条例」は「名古屋市住居の堆積物による不良な状態の解消に関する条例」である。

